

(第一類 第六号)

(五三三)

第二十四回国会
衆議院

文教委員会議録第二十七号

昭和三十一年四月十日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 佐藤次郎君
理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君
理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君
理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君
理事 山崎 始男君
伊東 岩男君 稲葉 修君
杉浦 武雄君 田中 久雄君
千葉 三郎君 塚原 俊郎君
並木 芳雄君 野依 秀市君
町村 金五君 山口 好一君
河野 正君 小牧 次生君
高津 正道君 前田榮之助君
小林 信一君

出席政府委員
文部大臣 清瀬 一郎君
法制局長官 林 修三君
検事(法制局 第二部長) 野木 新一君
人事院総裁 淺井 清君
人事院事務官(管理局長) 丸尾 毅君
文部事務官 竹尾 式君
文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房総務参事官) 斎藤 正君
専門員 石井 勲君

四月六日

委員山本勝市君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の名で委員に選任された。

同月七日

委員北村徳太郎君、久野忠治君及び木下哲君辞任につき、その補欠として篠田弘作君、山本勝市君及び鈴木義男君が議長の名で委員に選任された。

同月九日

委員千葉三郎君及び辻原弘市君辞任につき、その補欠として古川丈吉君及び三鍋義三君が議長の名で委員に選任された。

同月十日

委員古川丈吉君、山本勝市君及び三鍋義三君辞任につき、その補欠として千葉三郎君、久野忠治君及び辻原弘市君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事辻原弘市君同月九日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

四月七日

教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(床次徳二君紹介)(第一八三八号)
同外一件(米田吉盛君紹介)(第一九一五号)
広島大学教育学部三原分校存置に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第一八三九号)
同(吉田重延君紹介)(第一八四〇号)
同(坂田道太君紹介)(第一八四一号)

同(高津正道君紹介)(第一八四二号)

同(床次徳二君紹介)(第一八六二号)

同(久野忠治君紹介)(第一八六三号)

同(高橋等君紹介)(第一八六四号)

同(古井喜實君紹介)(第一八七七号)

同(前田榮之助君紹介)(第一八八七号)

同(山崎始男君紹介)(第一八八八号)

同(小牧次生君紹介)(第一八八九号)

同(平田ヒデ君紹介)(第一八九〇号)

同(山口好一君紹介)(第一九〇一号)

同(植木庚子郎君紹介)(第一九〇二号)

同(森下國雄君紹介)(第一九〇三号)

同(永山忠則君紹介)(第一九〇四号)

同(杉浦武雄君紹介)(第一九〇五号)

同(並木芳雄君紹介)(第一九〇六号)

同(中山マサ君紹介)(第一九〇七号)

同(小枝一雄君紹介)(第一九〇八号)

同(古川丈吉君紹介)(第一九〇九号)

同(久野忠治君紹介)(第一九一〇号)

同(田中久雄君紹介)(第一九一一号)

同(伊東岩男君紹介)(第一九一二号)

同(千葉三郎君紹介)(第一九一三号)

同(西村直己君紹介)(第一九一四号)

岩手県に国立水産大学設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八四三三号)

児童生徒の災害補償に関する法律制定に関する請願(關谷勝利君外一名紹介)(第一八四四号)

建國祭復活に関する請願外一件(相川勝六君紹介)(第一八九八号)

同外一件(横瀬彌三君紹介)(第一八九九号)

同(田中龍夫君紹介)(第一九〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

この際理事の補欠選挙につきお諮りいたします。理事でありました辻原弘市君が昨日委員を辞任されましたので、理事が一名欠員となりました。つきましてはその補欠選挙をいたさなければなりません。先例により委員長において指名いたすに御異議ありませんか。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、辻原弘市君を理事に指名いたします。

○佐藤委員長 それでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。辻原弘市君。

○辻原委員 先日文教委員会におきまして、私どもの手元に配付せられた文部広報なる文部省の広報活動機関紙の問題について、文部当局の見解を承りましたが、文部当局の説明によりましては、この内容等におお相当の問題がございますので、さらに文部当局並びに本日特に人事院の総裁、あとでまた法制局長官等からも、それに対する明快な御見解を承りたいと思っておりますが、前会に引き続きしておきたいと思っております。

私が問題といたしましたのは、文部広報百四十一号、三月二十三日付をもつて出されているものでありますが、現在文部省におけるこの文部広報頒布にかかる予算は一体どの程度確保しているか、この点を一点承りたい。な

第一類第六号

文教委員会議録第二十七号 昭和三十一年四月十日

お通常この文部広報なるものは、どういふ形で、どの範囲に、大体どの程度の部数が頒布されているか、このことをあらかじめ承わっておきたいと思ひます。

○緒方政府委員 文部広報刊行に要します予算でございますが、三十一年度の予算におきましては広報刊行費といたしまして三百五十一万一千円と相なっております。それから配付いたしましたる配付先は、各都道府県の知事部局、各都道府県教育委員会、市町村の教育委員会、国立大学、公立大学、それから国公立の高等学校、中学校、小学校、そのほか所轄機関等に配付いたしております。部数は毎号四万八千と相なっております。

○辻原委員 私が今指摘をいたしました百四十一号に關しても、大体四万八千という平常部数の範囲で出されたものであるかどうか、この点お伺ひいたします。

○緒方政府委員 この部数だと存じております。

○辻原委員 存じておりますではないに、もう少し明確に言ってもらいたいと思ひますが、四万八千部という部数を越えてはいないですね。なおついでに伺ひますが、これは三月号でありますから、当然予算としては三十年度予算の範囲でやっておるものと考えますが、三十年度のこれに確保した所要予算が何ぼであったか伺ひます。

○緒方政府委員 私、存じますと申し上げましたのは、所管が違いますので、そこを正確に聞いておりませんので、そう申し上げましたけれども、特別に部数をふやして配付したとは聞いておりませんので、四万八千だと存じて

ております。それから三十年度の予算といたしましては百九十二万一千円でございませう。

○辻原委員 ただいま承わりますると、この広報に要する予算は相当多額なものであります。しかもその範囲は、全国的に教育関係のあらゆる行政機関を網羅し、さらには大学から高等学校に至るまで全部に對して毎号頒布するといふ、そういう広い範囲を持つておるものであるということが明らかになりました。この百四十一号の裏面に、ただいま当委員会非常に激しい世論を背景にいたしまして審議して地方教育行政の組織及び運営に關する法律案について、少くとも世論の一方を占める、むしろ私の側から言ひしむるならば、世論の大多数が指摘している中央集権的傾向を帯びるものであり、かつはきわめて民主的ならざる委員の任命制度を採用しているというこの意見に全く相反する見解を、きわめて大きな表題で取り上げまして、そしてその周知徹底方をこの広報に託しているといふこの問題が、果していわゆる行政部門である文部省の——これはあとでその権限について伺ひますが、文部當局としてそうしたものを広報範囲に配付することが果して妥当なりやいなやという点を糾明いたしたのであります。ところが大臣の答弁によりますと、これは当然文部省の権限ないしは国家公務員として許された範囲内においてやっているものであるから、何ら差つかないという答弁であります。しかしその答弁は答弁といたしまして、私どもが常識的にこれを受けましても、この広報によつて

読む側の者は少くとも一方の見解に引きずり込まれるという心理的作用というものが当然起る内容の有している、起り得るようなそういう編集方法をとつていふこと、ここに重大な問題があるといふことを私は重ねて指摘をいたしたいのであります。

そこで私はこの問題に關しまして、まず第一に人事院総裁に承わつておきたいのであります。私の記憶いたしますところによつて、これは根本的にわれわれがそうした考へ方に賛成をするものではありませんが、現在の国家公務員法におきましては、各般にわたるいわゆる政治的行為といふものがきわめて厳密に規定をされ、厳重に禁止をされておるのであります。ちなみにその国家公務員法の一を引用いたしますと、国家公務員法の百二条に政治活動の禁止をうたつております。その百二条の中には、大部分は人事院規則によつて定められる政治的目的並びに政治的行為、この二つに該当する行為はこれを国家公務員には許さないというふうな規定であります。従ひましてその人事院規則をあげてみますと、こういうことになっておるのであります。まずその人事院規則一四七、このうちの第五項に政治的目的の定義というものがうたはれております。そこで伺ひたいいたしますが、このような行為、すなわちこれは文部省の職員がやったわけでありますから、従つて当然この国家公務員法に關係を有するものであるが、その場合に次のような定めをいたしております。そのうちの第一は、「特定の政見その他政治的団体を支持し又はこれに反對すること。」その次の四項に、「特定の

内閣を支持し又はこれに反對すること。」こういう政治的目的、さらに私は、特にこの文部広報の編集にかかわる国家公務員が關係を有する事項として、その次に第五として「政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反對すること。」こういう三つの政治的目的が少くとも常識的に浮んでくるのであります。私はその最後の第五の問題から総裁の見解を承わりたいのであります。まず行為の段階に至らないまでも目的の段階において、この広報の趣旨はいかがあるうとも、今回編集をいたしました百四十一号の裏面の文章表現、編集方法といふものは、少くともこれは法律案が、いまだ法律とならない段階に於て、世論の動向その他法案の内容等を審議する結果によつて、これが国の法律になるものであります。そういたしますと、これが四万八千部を擁して、全国的にこれに最も関心を持つておるいわゆる教育関係者すべてに對して、この文部広報は大きな影響を持つて、このとは事實であります。しかもその影響の規模がどこに向かうかといへば、当然この大量の宣伝活動によつて、少くとも中央集権ではないかと考えておつたが、いわゆるマス・コミュニケーションといひますか、こういうふうな宣伝によつて、中央集権ではないといつてゐるのです。あるいは委員の任命も、これはきわめて民主的な方法であるといふ。そこに先ほども申しました読む人の考への中に重大な影響を及ぼしてゐることも、これまた常識であり

ます。そういたしますと、この第五の「政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反對すること。」ここに關係を有するものと私は考へるのであります。一体人事院総裁は目的の項においてどのように解釈せられるか、一つ明確に承わつておきたいと思ひます。

○淺井政府委員 だんだんとお尋ねでございませうけれども、人事院の見解をいたしましては、この文部広報なるものは、文部省の広報課において編さんせられておりますもので、これに政治活動の規則の適用を受けず、一般職公務員はもちろん關係をいたしておりませんけれども、これらの職員は國家機關の構成者としてこれにあずかつてこれを発行したものでないのだから、この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行すべき行為を禁止又は制限するものではない。この条項によつて違法性は阻却されておるものと考へますので、ただいまだんだんお尋ねの目的云々という条項には入らない前に、この問題は解決しておるものと存じます。

○辻原委員 文部省が一つの行政機關として広報活動をやつておるから、これは一國家公務員が通常行ふあるいは行ふであらう政治活動あるいは政治目的を有する政治行為とは断定いたしたい、という人事院の御見解でございませう。この点は私は後刻文部省の設置法あるいは組織令、こういうものから照らし合せて、それが當然文部省の組織令あるいは設置法に該當する広報活動の範囲であるという断定が下された場合においては、ただいまの総裁の御見解に私は従ひたいと思ひるのであります。

す。しかし少くとも私が組織令ないしは設置法を見ました場合には、一応一般的な広報活動というものは、それは文部省の行政部門の仕事として任務が付与されておるようであり、私が、私がお尋ねしておるのは、少くとも常識的な周知徹底せしめるといふ行政当局の、その行政範囲に基いた行為ではないという見解のもとにお伺いしておるのであります。従つて、いかなる行為であらうとも、それが行政部門の職員であれば許されるといったような御見解になりますと、これはあとの政治行為にも規定せられておりまするが、職員がその職名あるいはその職権を利用して行つた政治的活動といふものは、法文には規定しているが、これは事実上ほとんど起り得ないといふような形になると思つておられますが、ただいまの政治的目的の定義と、その次の政治的行為とを結び合せて、いまだ人事院総裁の見解を承つておきたいと思ひます。

○浅井政府委員 お尋ねではございますけれども、この広報活動に關係をいたしております一般職の職員は、上司の命を受けてやつておられますこと、人事院といたしましては、この第七項によつて違法性は阻却されておると考えております。ただこういうことが望ましいかどうかといふことは、人事院からお尋ね申し上げるべき問題ではないと思ひます。

○辻原委員 総裁の御見解としては、これは一國家公務員の責任の範囲内で出したものではない、いわゆる文部省全体としてこの行為をやつたのであつて國家公務員法の個人に対する処罰規定の範囲外であるといふ見解であります。そうでありますか、いまだ一度お話を承つたいと思ひます。

○浅井政府委員 その通りでございますが、これは職員の本来の職務を執行するために行つた行為であると考へております。

○辻原委員 そうしますと総裁に承つた行為を行つた場合、これはいかなる条項に触れますか、人事院の所管でないとおっしゃるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○浅井政府委員 そういう場合には、この第六項の「政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。」といふのに触れる場合もあるかも知れません。しかしそれは具體的事例がございせんかと、ただいま抽象的に申し上げることはできません。

○辻原委員 そうしますと、問題はかゝり上司の命を受けた本来の職務であつても、その行為が職務を受けた範囲から逸脱したとして、事実上職名あるいは職権を持つて公私の政治的影響を与へたといふことになれば、當然この國家公務員法の規定に触れるといふことに戻つてくるではありませんか、その点はどうですか。

○浅井政府委員 さような場合もあり得ると思ひますけれども、ただいま問題になつてゐる文部広報に關する限りさいせんお尋ねいたしました通りでございます。

○辻原委員 それはおかしいと思つたのですが、そういたしますと、ここに講かれてゐる事実上影響を与へてゐるこの編集方法なり内容といふものは、當然文部省が行つた広報活動の範囲内であるといふ断定に基いてさういふことを言われておるのであります。

○浅井政府委員 さいせん申しましたように、この文部広報に載つておられます問題がお尋ねのような問題であるかどうかといふことは、人事院といたしましては判定するまでもなく、第七条によつてこれは違法性を阻却されておると考へております。

○辻原委員 そういたしますと、もし文部省設置法ないしは組織令において本来の職務とせられてゐる権限、その範囲からこの行為が逸脱しておるといふ認定があつた場合には、必然的に規則の政治的行為の第一に触れるといふ場合が私に起り得ると思つたのであります。あなたがどうお考へになりますか。

○浅井政府委員 それは起り得るといふ仮定のお尋ねでございすけれども、これが文部省の設置法その他から逸脱しておるかどうかといふことは、人事院としてお答え申すべき限りではございせん。

○辻原委員 仮定の議論といふことでお伺いするのはあるいは無理かも知れませんが、後日の参考のために、その私の一般論に対してあなたの見解をもう少しはつきりお述べを願つておきたいと思ひます。

○浅井政府委員 この政治活動の規則の問題は、具體的の案件を前提としたしませんが、ただいまお尋ねの文部広報の問題に關する限り、さいせんからお答えを申し上げた通りと存じます。

○高津委員 閣下して、文部広報の百四十一号を讀んでみますと、中央集権ではない、こゝろが第一に論ぜられておるのであります。しかし七日と九日の公聴会に現れた人々のほとんど圧倒的多数が、これは中央集権であるといふことをみな認めておるのであります。野党の者は全部これは中央集権である、こゝろを言つておるのであります。次に公選制を改めて任命制に切りかへるといふことは必ず不法な支配を伴うに違ひないといふことを、われわれは主張しておるのでありますが、こ

の文部広報の中には、不当な支配は起らないといふことを、大きな二段抜きの見出しで宣伝しておるのであります。第三には、教育委員会の自主性は阻害しないものであるといふことを、一方的にきめて、それが今議論の中心なのであります。それから第四には、文部大臣の承認がなければ都道府県、市町村は任命できない。市町村はまた都道府県の教育委員会の承認がなければ任命できないといふようにして、中央で全部握つておるのであります。これが地方の公務員に対して文部大臣がそれを承認しなければならぬといふようにしておるので、地方自治に對する中央の干渉であり、自治権はその場合その部分がくずれるのであります。こゝろ主眼が国会で論議されておるときに、地方自治の侵害ではないといふことをこゝで盛んに宣伝しておる。こゝろの事實は、それを担当した文部省の一人の公務員の責任ではないが、これはだれかが責任を負ふべきであらう。だが責任を負ふべきだとなつた人は解雇されるのですか。さういふ場合個人には全然責任がないのだ、月給をもらつておるから、これをやれと言つてやつただけだと言われれば、こゝろの場合にはだれが責任を負ふべきものですか。

○浅井政府委員 人事院の關してありますことは、一般職公務員だけの問題でございまして、この政治活動の規則は一般職公務員だけに適用されておるのでございす。そこでわれわれの見解をいたしましては、さいせんから申し述べましたように、この規則の第七項によつて、上司の命を受けて本来の

職務を遂行するためにやった行為だと思っておりますので、これは一般職の公務員に関する限り違法性を阻却しておると思います。その上司をさかのぼれば結局文部大臣になるということになるのでありますけれども、文部大臣は特別職でありまして、この政治活動の規則の適用を受けておりませんので、これは人事院の所管外だと考えております。

○高津委員　私も、人事院総裁の言われるように、文部大臣の責任だと思ひますが、文部大臣が三百四十一万円という予算を文部広報で取つて使う。それが自分は常に党議を優先するのだ、文部行政においては党できまつたことを行ふのだ、こういう文部大臣がその予算をもつてあらかじめこういう一方的な見解を宣伝するということは、文部大臣はそれは不当な行為だと自分でお考へにならないですか。

○清瀬國務大臣 私にはたびたび申し上げました通り、これは議論をしておるのじゃないので、これを起案し提案した文部大臣がこう説明しておるといふことなんです。これは私ほりつばな広報と思います。

○高津委員　これはここで一番重大な論争点であるものばかりを、一方的の見解だけを流す権利は自分にはある、こういう意味ですか。

○清瀬國務大臣　それはたびたび申し上げましたが、問いは主としてあなた方のお問いになったことを要約して、教育行政の中央集権を招くことはいないかという趣旨のお問いがたくさんありましたから、それに対して私の答えたことを書いておるのです。私も議員でありますけれども、ここで討論をし

たことはないのです。それゆゑに初め立案の趣旨をここに紹介します、立案の趣旨といつてその通りのことを私は言うております。それを集約したものであります。そういうことを教育関係の人が知つて下さることはいいのであります。これに対する反駁の論もありましょう、弁護の論もありましょう。それに立ち入らないで、この提案の趣旨として私が述べたことを集約してここに書いておるのです。広報の目的範圍内と思つております。

○辻原委員　今大臣もこれは私の責任であり、立案の趣旨を述べたにすぎない、こう簡単に片づけておるのであります。ところがわれわれが、またこれを配付された側の者が読みますと、幾らそういう理屈をつけておりましようとも、事実上今日ただいま審議せられておる法案に対して、少くともその見解が一方に重大な影響を与えている

ことは、これは常識的であります。これは事実であります。しかも国会においては、あなたがしばしばよく強調せられる二大政党の今日、一方の提案をいたしました側がそうではないというが、われわれ社会党の側においては明らかにこの法案は中央集権であり、しかも任命制は民主的なならざる方法であり、今後の民主教育に重大な影響を及ぼすという指摘をいたして、その総体的な結論というものが今日出されていないのであります。それらの論議が終了いたしましたして、初めてこれは法律案となつて、それぞれ行政当局が順守すべき法律となるのである、こういうことは私が申し上げるまでもなく常識でございます。先ほど人事院総裁は、広報活動なりまた文部広報というもの

は、一國家公務員の責任において出されてゐるものではないので、文部省と云ふ機関においてこれを出し、文部大臣の指揮、命令を受けてやつてゐる行為だから、かりにそのことが事實上多少の疑義がありとせよ、これは本来國家公務員法による政治行為、政治活動の禁止の条項の適用は排除されてゐる。

る、こういうのであります。その前提
は文部広報であり、大臣がそれを認定
したものであるということである。し
かしその行為であらうとも、個々人が
それぞれの職務の範囲を逸脱した場合
においては、私は当然やはり個人の責
任の問題も発生すると思うのでありま
すけれども、それはあとの問題といた
しまして、一応その前提である文部大

臣の責任において、また文部省の行政当局という責任において、かかる行為が許されるものであるかどうか、この点について幸い林法製局長官が見えておりますので、私はお伺いいたしました。

その前に私の見解を申し上げたいと思うが、今申しましたように立法府としての国会の権限、またわれわれ国会議員の権限というもの、法律家を審議し法律を決定することである。行政当局はその法律を受けてこれを執行することである。従つて法律として制定され、施行されたものを国民にまた関係者に周知徹底させるということは、私は行政部門の責任にもなろうと思う。しかし今日提案権がよいであろうとも、いまだ正式の法律とならないものについて、その法律案の帰趨に対して影響を与えるような行為というものか、行政部門に許されておるものかどうか。少くとも今日の三権分立の国家組織形

態において、そういうことがますます許されるということに相なりますれば、私は三権分立の精神、三権分立の国家組織形態というものがこわされることになると思うので、きわめて重大な問題としてこの点を法制局長官から、一つあなたの左右されない御見解を私は承わっておきたいと思います。

○林(修)政府委員　結局御質問の御趣旨は、文部広報がいわゆる文部省の所掌事務の範囲、あるいは権限の範囲として出し得るものかどうか、こういうことになると思います。これにつきましては、御承知のように文部省設置法に、所掌事務の広報、周知、宣伝を行うということも権限の中に入っておりまゝです。あるいは調査局の所掌事務の中

に広報活動に関することが行えることが出ておるのであります。こういうことから申しまして、文部広報というものが出せることは、これは当然文部省の所掌事務なり権限の範囲だと思えます。その内容といたしまして、文部省

の政策等をこれにおいて周知徹底させる、こういうことも当然入ることだと思ふわけでございます。ある法律案、つまり法律としてまだ成立をしておらない法律案を行政府として一般に宣伝することがいいか悪いか、こういう政治的な判断は私どものお答えする限りではないと思いますが、法律的に申せば、要するに文部省のとおつておる、文部大臣のとおつておられるものを周知宣傳することでございます、法律としては当然文部省としてなし得る所掌事務の範囲内に入つておるもの、かように考えるわけでございます。もちろんこの文部広報の内容は、決してこの二つの法律案ができたものとして書いて

あるわけではないのでございまして、法案の提案の趣旨ということを明らかにして書いてあるのでございまして、その点において一般に誤解をされることもないのじゃないか、かように考えるわけでございします。

○辻原委員 通常ありきたりの答弁しかあなたはなさっておられないのでありますが、確かに文部省の設置法の第五条の第十には所掌事務の周知徹底ということがあります。同時に組織令の第三十五条には、その第三項に「文部広報等を編集し、及び頒布すること。」のいわれる所掌事務が書かれております。しかしこのことはその前提に少くとも設置法にいう文部大臣の権限を逸脱しない範囲内において、これらの条項が規定されておるものであると私は判定するわけです。問題はこの広報自体の頒布を問題にしているのではないのでありまして、先ほどから言っている通り、少くともここに編集せられておるその編集方法及びその内容、これから与えられる影響、それらを総合判断して、これが通常行政当局として許されておるそういった行為に属するかどうかということの問題としておるのではありません。あなたは今文部大臣の権限なり、文部省の政策を周知徹底するために広報が所掌事務としてあるのだと言っておる。そこで文部大臣の政策というものは、私が判断いたしますれば、それは国会が定めた法律案に基いてその法律案の運用ないしは規則その他の制定にかかわる、ないしは文部省であれば学術その他の指導助言、こういった一般的な行政当局としての、また文部当局としての指導範囲に基いて、広報活動といものが行われなければならない

らぬ、こう判断する。ところが事実上国会の審議に影響を及ぼすような広報活動まで広報活動の範囲が拡大せられてくるとなれば、これは私はきわめて重大な問題ではないかと思うので、いまだ一度見解を承わりたい。

○林(修)政府委員 文部広報の創刊の趣旨等については、文部省の組織令あるいは文部省の設置法施行規則等に書いてある、その範囲でなすべきものと考えてるわけでございます。これは結局文部大臣あるいは文部省としての政策の周知宣伝、そういう範囲で行われるべきものだと思うわけでございます。もちろんこの二つの法案は文部大臣の所掌にかかわる、文部大臣が立案せられて内閣がこれを国会に提案いたしておるわけでございます。そういう意味において、文部省の一つの政策だと思ふわけであります。それを法案の立案趣旨という形でここに書きます。これは法律的に申して逸脱するものではないから、政策的に論ずることは、これはまた別問題でございますが、法律的にはその範囲を逸脱するものではないから、かように考えるわけであります。

○佐藤委員長 辻原君、簡単に願います。

○辻原委員 時間がありませんので多くを申し上げませんが、今法制局長官は、法律上の見解に基いては、これは一応その所掌事務の中にかかっておるのだから、広報活動として許されるであらう。しかし文部省のこうした行為が、文部大臣の職責なりあるいは文部省の政策として許される範囲であるかどうかの政策論としては、これは別個であるということを申されましたので、私はその点についてなお今後説明

をいたして参りたいと思うのであります。なおここで私が指摘しておきたいことは、かりに法律的に一応その内容の範囲というものが、こまかく広報活動というその行為の中には規定せられておりませんので、従つてどの範囲のものが許される広報活動であるか、またどの程度が許される、逸脱した広報活動であるかという認定は、これはなかなか法律論をもつてしては、今日明確にはならないと思ひます。しかしあなたも法律を解釈せられる長官であると同時に、良識を持つ方であると私は思うし、さらに国全体の行政組織等に対して、一応の見解を下される立場にありますが、申し上げておきたいと思うのであります。かりにこういう行為が法律に差しつかえないというところで許されるというふうな、一般的な立場をとつて、今後どうし各省が個々ばらばらに、それぞれ立案の趣旨説明だということ、たとえば農林省は、あるいは砂糖、あるいはバナナ、こういった法案について特殊な立法をなした。かりにそのこと自体、法案にはうはいたる世論の反対があり、いろいろな問題点を含むといえども、農林大臣の決意、農林大臣の考へ方によつて、この法案は少くとも立案の趣旨はさやうなことではないという広範な広報活動を同時にやるというふうな事態に至つても、それは当然法律において許される行為として、事実上国会の審議、国民の世論の上において、行政当局が非常な影響力を与えるという事実も、見のがしていかなければならぬ。そういうことになり得るものであります。そういうことになり得るものは、これは国会の公正な審議なり、国民の正

当な世論の反映というものが、大きく阻害されてくることは、もう疑うべくもない事実であります。そこにおいて私は、法律論ももちろんありますけれども、一応の法律論をあなたの方に承わると同時に、こういふことが今日政策的に、それぞれの各省の権限の中において許されるべきではないという正当な判断、これをあなた方もなすべきではないか。私はこういうふうに思ふのであります。いま一度あなたの御見解を承わつておきたい。

○林(修)政府委員 政策的な判断については、実は私お答えする限りではないと思ふのでございます。法律論でございますが、法律論はもうこの文部省の広報、あるいは文部省の広報に盛らるべき文部省の所掌事務の周知宣伝というものの範囲、これは合理的に判断せらるべき範囲だと思ふわけでございます。合理的、客観的に、この文部省の所掌事務の周知宣伝の範囲に属すべきもの、こういう範囲に限らるべきもの、かように考えるわけでございます。問題のこの文部広報に載つておりますことは、これは先ほどもお答えいたしました通り、その文部省が立案した法案の立案の趣旨をただ説明した、こういう建前でございまして、これは法律的に申して、また合理的に判断しても、この範囲じゃなからうか。たださやういふことが政策的にいいか悪いかという判断は、実は私はなすべき立場ではないので、これは差し控えておきたいと思ひます。

○辻原委員 簡単にやります。そこであなたのお話は、この文部広報の内容

が広報活動の範囲にあるとするなれば、これは何も問題がない、こういう前提のもとに先ほどから私に答弁をなさつておるのであります。そこでその範囲にあるかどうかという認定は、あなたもそれについては全然触れられない。行政当局の、しかもそれぞれの設置法なり組織令にかかつていないその権限について、それが範囲であるか範囲でないかの認定というものは一体だれが行うのでありますか。

○林(修)政府委員 私は先ほど範囲に入るとも入らないとも答えないということではございませんで、法律的に申して、この文部省の設置法なり文部省の關係法令の範囲内において行われておるものと考へておるべきものと、かように考へておるわけであります。その趣旨で、実は私は法律の見解を申し上げたつもりでございます。ただそれを政策的にどう思ふかというお尋ねでございますから、これは私はお答えする限りではない、かようにお答えしたわけでございます。

○辻原委員 あなたは、先ほどの答弁においては、範囲に入るか入らないかはわからぬけれども、範囲に入らないならば当然さやうだろという御見解があつた。これならば逆にもう一度伺ひますが、あなたはどの根拠でもつて——私はあなたの主観に基いてお伺ひしておるのではない。先ほど政策的にはどう思ふかというあなたの主観を聞いたのであります。それは別に、主観ではなくして、私はしほつて、この編集方法なりこの編集内容が法律のどこに照らして文部広報というその範囲に属するといふのか、さやう

う規定がありますか、この点を承わつておきます。

○林(修)政府委員 現在文部省の所掌事務から申せば、文部省の所掌事務についての周知宣伝につきましては、調査局の所掌の範囲になっております。調査局の方では、広報主任官という制度がございまして、この広報主任官の所掌事務として、この文部広報の発行の根拠が規定されております。これについては文部省の政策及び文教に関する諸制度の趣旨の普及徹底に関すること、こういうことが文部広報の範囲として現在の文部省關係法令で取り上げられておるのうに見るわけでございまして、この文部広報に載つておりますことは、結局文部大臣なり文部省が立案されて国会に提案された法案の立案の趣旨をそのまゝ書いたものでございまして、その意味におきましては、文部省の政策の普及宣伝、普及徹底、この範囲に入る、かように考えるわけでございまして。

○辻原委員 組織令には、先ほど私から申したように、広報を出すことというだけであつて、その内容については何ら限定規定がない。だからその点については、あなたが、これがその広報活動の範囲であるという法的根拠にはこれはならない。そこで設置法の方では、一体どの根拠をもつてあなたは言われておるのですか。設置法ではどの根拠によつて——これは広報活動の範囲でございまして、これは広報活動の範囲でございまして、どの条項に照らして、その範囲であるといふことを法律的に説明されるのか、これを承わりたい。

○林(修)政府委員 文部省設置法の五

条の権限でも、「所掌事務の周知宣伝を行うこと」ということがございいます。これは権限として書いてございいます。所掌事務といたしましては、第十四条の第十四号に、調査局の所掌事務として、広報に関するところというのがありまして、所掌事務の権限としてあるわけでございいます。所掌事務の周知宣伝というところは文部省の権限として今あったわけでございしますが、それを広報という形において行うということにつきましては、この調査局において所掌をし、その調査局の中においては、現在文部省組織令はその後改正されました、現在の文部省の設置法の施行規則において、この広報主任官という制度ができております。この広報主任官において、この広報主任官の事務として、文部省の政策及び文教に関する諸制度の趣旨の普及徹底に関するところ、こういうことが広報主任官の職務として書いてございいます。この範囲に入り得るものと、かように考えております。

○佐藤委員長 辻原弘市君、要点だけお願いいたします。

○辻原委員 あなたが前段に説明されたことは、何も私に対する答弁の法的根拠にはならないと思う。私のお伺い活動の範囲に入るか入らぬかの認定は、どの法律根拠によるかということをお尋ねした。しかし設置法並びに組織令によるのは単に所掌事務を周知徹底せしめるということ、広報活動を行いたい得るということだけしか規定していないということから、後段に言った施行規則に文部省の政策を周知徹底せしめるというその範囲において、組織令の第五条の三号ですかの広報活動とい

うものが限定されているとあなたは解釈される。私の問題にするのは、その規則に定められているそのことに基いてこういう重大なことがやれるという、これは政策論に属しますが、政策論はさておいたといたしまして、文部省の政策を周知徹底せしめるというところは、だれが考えても、すでに法律として施行されておるもの、あるいは一般的に文部省が指導助言を行うこと等の政策を周知徹底せしめることが任務であるからいふことは、この規則を常識的に解釈すれば当然出てくる。しかしそれをあなたはいった法案審議に影響を及ぼす法律以前のものを、法律以前のものに対して広報活動を展開することをも文部省の政策を周知徹底せしめる行為である、こういうような解釈を起させるということ、これは法律解釈ではない、これはあなたの主観に基いておることを言わざるを得ない。どうでありますか。

○林修政府委員 結局私が申しましたことは、法律解釈としてこういうものが入るかどうかということ申し上げたわけでありまして、その広報は、決してこの法案をできた法律として周知徹底しようとするものでも何でもありません。この法案が国会に提案された、その提案した趣旨はこうである、こういうことを述べたにすぎないわけでありまして、その意味においては文部省の設置法なり施行関係の法令に基く広報活動の周知徹底の範囲に入る、法律的には入る、かように考えております。これは入らないという根拠は私はないと思ひます。ただ政策的な問題としては、先ほどからお答えした通りであります。

○辻原委員 あなたも文部大臣もそう強弁されるのであるが、これは立案の趣旨を述べたものである。私はこれは厳密に言えば、立案の趣旨は文部大臣の提案理由に書かれているわけである、提案理由には中央集権ではないとかなんとかいうような、一つの法律をまとめ上げるニュアンスをもつて解明せられていないと思う。ところがそれは、そういう全体の自分の出したその本人の主観に基いて、その主観を宣伝しようとしている。だからもしそれ、あなた方がこういう種類のものので立案の趣旨を一般に解明し、周知徹底せしめたいというならば、その提案理由を述べればそれでいいのである。それ以外の主観に基いた行為をここに述べているところに問題がある。だから立案の趣旨というならば、なぜ提案理由をここにあげて、その提案の趣旨を十分周知徹底せしめて、しかる後にそれぞれ個人が判断をする、そういう機会を与えようという宣伝方法をとらなかつたか、そのことが第一に問題になると思う。

それから法制局長官にも一言言いたいのは、われわれがたびたび経験する選挙法の中に、選挙に際して行うことのできない文書図画の配布というのがある。この行為は、かりにそのことが本人の意思であるかどうかということとは別にしても、事実上その中に書かれておることが、結果において得票を得しむるような行為である場合には処罰される。平易に何々候補がどこどこで何月幾日に推薦を受けましたといったような一般的に周知徹底せしむる範囲というものは、従来の判例を見ても事実をそのまま記載をし、事実を

そのまま連絡することである。そういう行為の場合には、これは文書図画のそのとがにはならない。ところが非常に大ぜいの人によつてこれが推薦を決定されて、そのなには非常に盛会であつて云々というような、いわゆる修飾句がくつたならば、それは違反の疑いがあるというふうに取り扱われておる。問題は違ふけれども、この種の一つの事柄というものは、少くともその場合の行為と類似するものである。だから幾ら言い抜ける形ができません。うとも、事実において影響を与えようという行為であるならば、これは当然設置法あるいは組織令には明快なその範囲の規定がないのである、従つて何らかの機関においてその判定を下すのが至当である。先ほど来幾らあなたから承わりましたが、内容において逸脱しているか逸脱していないか、その判断の法的根拠というものを私はいかに知ることができなかったものであります。しかし時間があるまいが、この事柄は法律論においても、また政策論においてもきわめて重大な、また一つの意図を持った宣伝広報活動を行なつてい、かように私は断定せざるを得ないのであります。しかし問題をさらに論議を深めていきますと時間が経過いたしますので、これ以上見解を承わられません。ただあなたが言われたのは、私に対する明快な法的根拠を下さされたものではないというふうには本日は承わつておきます。

○佐藤委員長 山崎始男君。

○山崎(始)委員 私は少しばかり逐条の中で、比較的大切と思われまします一点をお尋ねしてみたいと思うのであり

ます。といひますことは、七日、九日に公聴会を開かれましたが、地方財政に關係をした地方財政の代表者として立たれました公述人以外の公述人は、大部分この三十三条の第二項にありまする教材の問題に触れておられます。この三十三条の第二項は、私たちは決してこれを見のがすことのできない非常に大きな問題だ、かように考えておるわけでありまして、この点につきまして少しばかりお尋ねいたします。三十三条の二項を見ますと「教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする」というふうな、一見いたしましてあまり問題にならないような規定に見えますが、その内容をよくよく検討してみますと、これは非常に大きな問題ををはらんでおると思うのであります。まず最初に、一体教科書という言葉の定義といたしまして、それはどういうふうな解釈をしたらよろしいか、この点からお尋ねをしてみたいのであります。

○緒方政府委員 この教材と申しますのは、ただいま学校教育法第二十一条二項にも使つておるのでございまして、これと同じ範囲のものでございまして、つまり学習指導の用に供せられます材料となるものでございまして、いろいろその範囲はございいます。たとえば教科書以外の図書といたしましては副読本とか、学習帳とか、そのほかのものがございまして、そういうふうな学習指導の用に供せられるものを教材と申しております。

○山崎(始)委員 今の御答弁を承わ

までも、範囲が非常に広いという気持がいたすのでありますが、そうすると、こうしたもの、あつたものといふ個々の特定のものを特に御指摘願えればけっこうなものでありますが、一体どういふようなものでしょうか。

○緒方政府委員 ただいまもちよつと申し上げましたように、学校で使います副読本、教科書以外にいろいろ使われておりますが、副読本とか、あるいは学習帳とか、そのほか、あるいは映画を見せるといったような場合の映画フィルム等も教材に相なるといえます。これは一々全部あげるといわれますが、これは非常にいろいろございまして、(全部あげろ、法律に書いてあるから当然だよと呼ぶ者あり)ですから今例を申し上げておりますが……

○佐藤委員長 質問しているのだから、質問した通りにやれ。

○緒方政府委員 それでは申し上げ直しますが、今申しましたように、副読本とか学習帳とか、あるいは映画フィルムとか、あるいはそのほか幻燈をやる場合のそういうものとか、いろいろあると思います。これは相当範囲は広いのでございまして、学校の学習指導の用に供せられる材料になるもの、かように定義いたしております。

○山崎(始)委員 今あなたのお言葉を聞きました、そうすると教材という言葉の定義というものは非常に範囲が広い。新聞、ラジオ、映画、副読本はもとよりありますが、あるいはスライド、その他少くとも学校の教育用の材料として使われる教科書以外のものは、一切含む、こういうふうな解釈をしてもよろしいでしょうか。

○緒方政府委員 この教材という言葉は、さように私も解釈いたしております。

○山崎(始)委員 そういたしますと、まず第三十三条の第二項の、教育委員会に届けさせる、承認を受けさせるというこの言葉は、非常に複雑な問題を私ははらんでくると思うのであります。申し上げるまでもございせんが、今日行われております新しい教育で、教科書以外のただいま申し上げましたような一切の教材というものが持つておりました教育的使命といえますか、これによつて今日の新しい教育といふものがずいぶん推進されてきた。地理、歴史という問題にしまして、国語の問題にいたしまして、すべて教育一切に、この教材というものは、広い範囲で使われてき、同時にこれまでも非常に教育的な貢献をしてきたということは言えると思うのであります。そこで私は今回のこの法律案の三十三条でこの第二項をお作りになったというこの趣旨というものは、どうも従来まで文部省が、すなわち国が持つておりましたように、視聴覚関係の教育でも大いに奨励をされて今日まできたのであります、それと矛盾するようなことではないかと思うのであります。特に学校教育法の第二十一条の第二項には、「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができ」という規定がございしますが、こういう問題と、今回の法律案で、教育委員会に届出をし、同時に承認を得るといふうに一応ここで縛っておるのであります、こういう面は、従来まであなたの方がとつておいでになりました方針と

は、かなり矛盾するといえますか、そういうことになるおそれがあるのではないかと私は思うのであります。特に昭和二十七年ごろでありましたか、視聴覚教育課なんというふうなものを文部省で作り出している。そうして大いに指導奨励をやつてこられた。こういう面からみまると、私はこれは明らかに矛盾をするのではないかと、思うのであります、この点いかがでございますか。

○緒方政府委員 御説のようにいろいろな教材を使つて教育の効果をあげる、これが必要であることは当然でありまして、御説の通りだと存じます。ただ教材を使ひますことについての基本的な事項について、これを運営するにつきては定めをいたしますことは、学校を運営管理いたします教育委員会の当然な権限でありますから、この三十三条の第一項におきまして学校の管理運営の基本的な事項について必要な教育委員会規則を定める、こういう規定を第一項に置いたのであります。その中に教材の取扱ひということも入れておいたのはそういう趣旨でございます。それは何も規制をする側だけではないのであります、あるいは教育委員会として教材の価値を認めて、いろいろな取扱ひ方につきては、その基本的な事項について定めをすることは、当然しなければならぬ問題だと思ひます。その際に、第二項の規定であります、この基本的な規定を定める場合に、教材について教育委員会に届出をさせる、あるいはまた承認を受けさせることとする定めを設けるものとする、そういう規定の必要があるものについては教育委員会が定めなければならぬ、こういうことを第二項に規定したわけでありまして、教材の教育的価値についていろいろございしますが、それについて内容の問題もございまして、あるいはいろいろ使う教材が父兄負担を相当もたらしますもので、それらの点につきては、基本的な事項について教育委員会が規則を定め、場合に、その定めの中に、必要のあるものにつきては、教育委員会に届け届け届けさせたり、あるいは承認を受けさせるという定めをしなければならぬ、こういうのが第二項の規定の趣旨でございます。先ほど教材は非常に広い範囲ではないかと言われましたが、仰せの通りでございます、これらについて全部承認を受けさせなければならぬ、あるいは届出をしなければならぬという趣旨ではございせん。ただこういう定めを設けることは、第二項がございしますので、必要であるということに相なります。そういう趣旨でございしますので、ただいまお尋ねのように教材を使つての自由な教育活動というものを阻害するということには相ならぬと存じます。

○山崎(始)委員 そういたしますと、これは認識の相違が前提となると思ふのであります、今あなたの御答弁は、私が尋ねた矛盾するかしんかという点に対して、矛盾しないかというふうな御答弁だつたと思ふのです。そうしますと、それには前提があると私思ふのであります、あなたがそういう御答弁をなさるといふ以上は、こういうふうな規定ができて、従来と何ら変りなく、こういうふうなあらゆる教科書以外の教材を使つての教育活動というものはますます盛んになり、ま

ばならぬ、こういうことを第二項に規定したわけでありまして、教材の教育的価値についていろいろございしますが、それについて内容の問題もございまして、あるいはいろいろ使う教材が父兄負担を相当もたらしますもので、それらの点につきては、基本的な事項について教育委員会が規則を定め、場合に、その定めの中に、必要のあるものにつきては、教育委員会に届け届け届けさせたり、あるいは承認を受けさせるという定めをしなければならぬ、こういうのが第二項の規定の趣旨でございます。先ほど教材は非常に広い範囲ではないかと言われましたが、仰せの通りでございます、これらについて全部承認を受けさせなければならぬ、あるいは届出をしなければならぬという趣旨ではございせん。ただこういう定めを設けることは、第二項がございしますので、必要であるということに相なります。そういう趣旨でございしますので、ただいまお尋ねのように教材を使つての自由な教育活動というものを阻害するということには相ならぬと存じます。

○山崎(始)委員 そういたしますと、これは認識の相違が前提となると思ふのであります、今あなたの御答弁は、私が尋ねた矛盾するかしんかという点に対して、矛盾しないかというふうな御答弁だつたと思ふのです。そうしますと、それには前提があると私思ふのであります、あなたがそういう御答弁をなさるといふ以上は、こういうふうな規定ができて、従来と何ら変りなく、こういうふうなあらゆる教科書以外の教材を使つての教育活動というものはますます盛んになり、ま

すます発達をしていくのだ、こういうふうな前提が前提になるのですか。言いかえまして、こういう法律を作つても、決して視聴覚教育も何も萎縮沈滞をしないのか。私たちはこの法律があるばかりに——なるほど今あなたの御説によりますと、教育委員会に事務的にそういうふうな定めをするだけの規定だとおっしゃるのであります、それとともう一切の教材を使うのに届出も何もしなくてもいいのですか。実際問題としまして扱いというものは……

○緒方政府委員 その届け出させましたは承認を受けさせることとする定めは、これは設けなければならぬわけでございますけれども、その範囲が教材全部に及ぶということじゃない、これを先ほど申し上げたわけでございます、それは場合によつて教育委員会の判断によつてその教材よりもこつちの教材の方がよろしいという判断もあるかもしれません。新しい教材がどんどんできて参りますので、学校で予定している教材よりもなおいい教材を使つた方がよいという指導を教育委員会がなす場合もございまして、それから場合によつては、先ほどもちよつと私触れましたけれども、教材が学校だけの判断で使われた場合には、あるいは非常に過重に父兄負担になる。そういう場合にはそういう高いものは、その地域の事情等に照らして適当じゃないやないかという点も、これは教育委員会として言う場合もございまして、これは学校を運営管理する責任というものは教育委員会にございまして、学校を運営管理する上におきまして必要な限度において教育

委員会がそういう定めをする、これは必要なことになって参ります。

○山崎(始)委員 文部大臣にお尋ねしますが、今初中局長の御答弁を通しまして私らとだいたい認識の違いがあるのではありませんが、私たちは、この法律が通過いたしましたならば、いざこの規定によって教科書以外の教材を使つていく程度といふか、率といふか、これが非常に少く、だんだん範囲を狭められていって、今までのような視聴覚教育なんかで上げた効果というものが漸次減殺されるという前提に立つておるのであります。今私お尋ねした学校教育法第二十一条の第二項あたりには、どちらかといえば大いに奨励をしなければいけない、自由に使つてもよろしい、一言で言えばこういうふうな規則なんです、これがあつたら今この法律案でもって規制をされるという事は、私は矛盾じゃないか、このお聞きしてゐるのですが、初中局長は矛盾でないと言われる。ところが實際問題としてその矛盾であるか矛盾でないかという事は——それはそういう答弁をされる人にも私は前提があると思うのであります、文部大臣としては、この法律ができましたら、従来までよりそういうふうな教科書以外の教材を使つても、いわゆる視聴覚教育なんかの教育効果というものは減殺されないと思はれるのですか、それともこれは私は大切な点だと思ふのです。

○清瀬國務大臣 視聴覚教育その他教材が多ければいい、多々ますます升じるといふものじゃないのです。法律にも書いてあります通り、「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益

適切なものは、これを使用することが出来る。有益適切なものを学校に密接しておきます教育委員会が選定する」ということは、決して視聴覚教育の効果をはかるのみならず、ますますよくするものと考えておるのでございませう。それを制限せよという規則じゃないのです。有益適切なものを使えという実体法がありますから、有益適切なものをこう使いなさいというので、すから、悪い法律じゃないと私は認めるのであります。

○山崎(始)委員 いや有益適切な教材はこれを使うことができる、これが今までの学校教育法の第二十一条の第二項にございまして、これが事前の届出も何も要らない。言いかえたら有益適切と見たら自由に使つてもいいということなんです。そういうことなんです。ところが今回の法律は事前の届出をせなければいけない。しかも教材というものの定義というものは一々列挙すればし切れないうる範囲が広い、こういうことなんです。そこでその教育委員会が許可を与えるか与えないかの定めをすることができるといふ、非常に範囲が広くて、今局長は一々それは教材で教育委員会規定しなくてもいい教材もあるんだというふうな答弁があつたのですが、この法案にはどういう教材は規定しなければいけぬとか、してはならぬとか、そういうことは全然書いてない。ただ教材と書いてある。それでいい。だからここからが非常に重要な点としてわかんないのです。同時に大切なことは、さっきの話に返しますが、要は私が心配いたしますことは、今日非常に教育効果を上げておきます新聞を教材に使う、あ

るいはラジオを使う、あるいは映画を使う、副読本はもとよりであります。その他一切の、そのときそのとき、その場の場に応じて現場の学校の先生が、いわゆる朝新聞が配られた、これが社会科の教材に非常に役に立つと思はれる、その日にそれを教室へ持つていって使うとか、こんなことは私が申し上げるまでもございませう。これはやつてゐるんです。ところがこの事前に教育委員会に届をしなければならぬとか許可をとらなければならぬとかいうような、少くともこれは私は規制だと思ふのです。それでも従来そういうふうな教育が持つておりました、いわゆる最大限に効果を發揮させるようなことが、相変わらずこの規制ができて最大限に發揮させることができるのだという事は、私はこれは非常に矛盾している、矛盾していると思ひます。従来、矛盾している、学校教育法第二十一条第二項にあるように大いに奨励をしてゐる法律と、今回出されて、ここので首を一応締めておる法律というものは、今までのあなたの方の教育遂行の方針において矛盾があるのではないか。しかも視聴覚教育の指導課というものでわざわざお作りになつておられる。そういう点を見ても、大いに視聴覚教育は教育には必要なんだという立場から多額の予算を組まれておきになったと思ふ。そういう面から私はお尋ねしておるのであります、今文部大臣は、これは何ら変りがない、ますますこの法規ができて進歩発展するのだ、こういうふうな御答弁に聞いたのですが、これは間違いございませんか。

○清瀬國務大臣 私の言つたことには

間違いはございません。視聴覚教育でもあるいは副読本でも自由自在に、多ければますますいいというものではない、適切なものがいいのです。むやみに詰め込むのが教育ではございませう。そこであなたと私とがここで抽象的に話を合つても、ものが長くなりすぎけれども、最近経験したことは、山口県において行われた山口日誌でして、どうも私見ますと非常に偏向してゐるやうに、ああいうものを全国で続々使わせるといふことは教育本来の目的にはかきません。映画にこれまたたくさん見せたが、いいというので毎日これを見せるといふわけにも参らぬ。学校の教職員は教育に熱心であられるのでございませう。多くの教職員もみな有能な人ばかりではございませうけれども、しかしながらここに教育委員会という制度をこしらへまして、それにはまた教育長というものを併置し、指導主事も使ひ、学校の教育の方針をますますよくしようといふことであつたら、むやみに煩瑣な規則はいけませんけれども、やはりいいものが子供の目に触れるというふうにする工夫はしなければならぬ。そのことがここに書いてあるのです。文字に拘泥しないで、われわれの意図するところを御推察願ひたいと思ひます。

○山崎(始)委員 どうもあなたのお話を聞いておきますと、一昨々年でありましたか、例の偏向教育として問題になりました山口日誌の問題、これを取り上げられたから、おそらくあなたの意中というものは、いわゆる偏向教育を抑える、特に当時は日教組につながるところの山口教組が関連しておつ

た、そういうふうにしぼつていきますと、結局こういう規制を設けられた御意図というものが、何も数をたくさん縛る必要はないのだ、要するに特定のものを、いわゆる偏向教育と、今「暴力教室」が出ましたから、おそらくこれは不良文化財のことを言われるのだと思ふのであります、そういうふうなものをおわれれば取り締まるために、こういう法規を作つたんだ、一々するんじゃないんだというあなたの御意図、立法の輪郭というものが初めてわかりました。ところが私が心配いたしますのは、一ぺんこういう法律が出来ますと、二年たち、三年たち、五年たつて適用されるものは、清瀬文部大臣の立法の趣旨というものは、適用する側になつてきましたら問題でなくなつてくる。その点は法律家であられるのですから、私は御同感願ひます。今ではあなたはそういうふうな、ごく腹のうちでは特定なものを縛るのだというふうなうかがえるのであります、この法案自体には何も特定とは書いてない、一般の教材と書いてある。どこにも不良文化財あるいは山口日誌のごときものというふうなことは書いてない。教材等広く一般に書いてある。しかもその教材の定義というものを最初お尋ねいたしました、いわばこれは広大無辺なものだ、数限りなくある、こうなつてくると、私はますますこの法律が心配になつてくるのであります。この点に對してもう一度文部大臣の御意向をお聞かせ願ひたいのです。

○清瀬國務大臣 あなたと遺憾ながら少し物の見方を異にしておるのです。これは第二項は第一項を受けておるの

聞きしておりますと、どうもこの条に對する文部省の見解がはつきりいしません。大臣の御説明でわかるようにも思ふのですけれども、そこでも少し突つ込んで聞いておきたいことは、第一項と第二項の關係でありますが、第一項で教材の取扱いその他に關する基本的事項についてこれは定めろのだ、それを受けて第二項では、その定めた事項によつて届出させる範圍から、その委員会規則で定めるのだから、広範な教材のすべてにわたつて制約を加ふるものではない、そういうような答弁でありませう。それは間違ひございませんか。

○緒方政府委員　その通りでございます。第一項にきめますことは、学校の運営、管理の基本的事項について必要な規則を定めるわけでございます。その規則の中に第二項のような規定を作るものであるということではございませんけれども、その範圍は教材の全體にわたつておるわけではございません。教育委員會の判断によりましてその範圍はきめるわけでございます。

○辻原委員　私はこの法律を読むといささかその考えはおかしいのじゃないかと思う。それをはつきりしないと、この点非常に重要な問題なんです、第一項をそのままですらと読むと、運営に關する基本的事項、たとえて言うならば、第二項に書かれておるような教材の取扱いについて届出させるかなせんないかといったような基本的事項を第一項は言つておるのだ、その中に第二項であげた特段の理由は、特に教材の届出についての定めを基本的事項

ぬ、こういうふうに解釈する、それはどうなんですか。

○緒方政府委員 そういふ定めをきめるものであるという事は第二項に書いてございます。ただしそれは教材の全般にわたるわけではございませんで、教育委員会の必要に応じてそういう届出をさせたりあるいは承認を受けさせたりするという事でございします。その範囲は教育委員会の判断に待つわけでありまして。

○辻原委員 第一項の解釈からはその範囲をきめるなどという事は出てこないように私は思う。運営に関する基本的事項、運営というのとは、たとえば教材の届出をさせるかさせないか、これは具体的問題です。運営的な事項にこの条項からいって入らないと思う。従って第二項にも、特に承認を受けさせることとする定めをきめる、こういうことで、どこにもその範囲をあげて委員会の規則にゆだねるということはない。どういふことなんですか。

○緒方政府委員 第一項との関連においてそういう解釈になるのでございまして、運営管理の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めるということでありまして。その場合において、ここに届出をさせる、または承認を受けさせる、そういう定めを設けるという規定が、第二項であります。その全部について定めるか、どの部分を届出させるか、あるいはどの部分を承認を受けさせるか、これは必要に応じて第一項の教育委員会が定める、教育委員会の判断によってその必要な範囲をきめるということでございます。

○辻原委員 私はそういうような解釈を文部省がしていることは伺っております。

たのでありますが、しかしこの法律の建前からいって、第一項において教材の方だけを書いていられるなら私はそう見るのですけれども、そうではなしに、施設、設備その他教育課程一切のものを含んで、基本的な事項についてのみきめる、こういうふうにして、あとはその届出をその規則に必ず定めよ、こういうふうには書いておられるのです。そうすると規則の中に、承認をしなればならぬ教材について必ず届出をしなければならぬのだという教育委員会規則を作らせることが主目的である、こういうふうにはこの法律からは読めないのです。しかしあなたの方でそういう立法の趣旨であるとするならば、法律論をここでやることではないのでありますから、その点は省いておきましよう。そういたしますと先ほど前田さんの指摘された問題は非常に重要なことになりまして。

なお私は、少くともすなおに解釈しておるならば、われわれが常識的に考えられるあらゆる教材を含むというふうには考えておったわけですから、ところがそうではなしに、教育委員会規則で定める場合にその範囲が規定されるという事になれば、これはまさに重大な問題であります。しかも先ほど大臣が答弁されたように、どういふ形のものを出させる対象としてきめさせるかというこの指導は行わない、これはよく承わっております。今後施行規則あるいは文部省の何やら指導要領というふうなものでそういうことを行わないと大臣が言明されたので承わっております。そうしますと、これはあけて全国の五千になんたとする教育委員会の五人委員会ないしは三人委員

会の手全部にわたる。これは三人、五人の方々がおやりになるのですから、一つのながにに適宜それをきめていく。まことにけっこうな話であります。が、事教材に関しては、今までの教育で言われましたように、何となくこれもこれは教師の全人格からにじみ出るものが教育であり、その教師がその全人格に基いて付随的に活用するものが教材であるとするならば、それを使う教師は一個の人間になつてしまふ。それをあらかじめ三人ないし五人の委員会がこれをきめて当てる、いわゆるあやつり人形になる、しかも五千に及ぶような教育委員会がどうきめるともわからぬ。これをあなたの方の今までのような答弁のやり方で言わしむると、地方分権の趣旨からそういうこととつけこうだと言われればどういふものでもあつた方では想定されておるわけだ、教材は無制限に広いのであります。そのうちで適当にきめなさいという事になると、極端な場合において日常の新聞はりっぱな教材でありまして、かりにこれを届出させることをきめた教育委員会がある、隣の村ではそれをきめなかつたという事も入ってくるわけでありまして。これはそういうことまで想定しているのですか。指導はしないというのですから、あり得るわけですがどうですか。

○清瀬國務大臣 私の言つたことをお聞き違ひになつて大へん腹をお立てになつておるようでありますが、先刻の質問は文部省はひな型のようなもので示すかとあなたは問ひましたね。そうはしない、しかしながら今回の法律では指導、助言、援助ということを

いたすことになつておりますから、何をやつても指導も助言も援助もしないという約束をしたならば法律違反です。この法律にあるように、このことについても必要な指導、援助はいたします。けれどもちやうど会社の定款で模範定款というのがある、それを見ても代書人が書きませんが、ああいうふうなひな型で、こういうものを作りなさいというものを書いて流すようなことではないというものを申し上げたのです。意味は二つ別の事です。指導権は放棄いたしません。

○佐藤委員長 辻原君簡単に願ひますが、今大臣はひな型は作つてやらぬ、しかし指導、助言はいたしますと云う。問題はその指導、助言の内容を徹底的にわれわれが究明しないと、あなたの方はこういう画一的なものやらぬというけれども、事実においてやろうという意思がある。しかしそのことはあとで究明いたします。

もう一つ私はこの機会にはっきりしておきたいのは、教材というものは無制限に広い。ところがその中で必要な全部を教育委員会に示させるという立案の趣旨じゃないのだと言つておる。そうするとあなたの方の立案の趣旨である教材というものの範囲は具体的にどういふものか、先ほどちやつと言ひかけたけれども、私はこの条項に対する審議の一番大事な点だと思つたので、あなたの方で考えている必要な教材というものの、またこれは定めなくてもいいというものについて列挙をして、文書によつて一つ当委員会に提出してもらいたい。それがないとこれは審議できません。

せんぞ。何かその対象に必要としているのか、どういふものを教材と思つてあなたの方で言つてゐるのか、さつき二つ三つ並べたようなことは赤ん坊でも知つてゐるのです。その他どういふ教材があるかということをおの委員会に提出しなければならぬ委員会の審議はできません。その点を委員長に要望いたします。

○佐藤委員長 教材の資料について一つはつきり文部省は出してもらいたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 あなたの御趣意はわかりますが、おそらく問題は二つだろつと思つたのです。これが有益適切なものと云ふことに合するやいなや、有益適切であつてもあまり高いものではまた財政上困りますから、経済上の関係などをかね合つて、そうして地方教育委員会または県教育委員会の良識によつてきめられることと思ひます。あなたの御要望でありますから想像し得べきものを考えて出してもいいのですが、これで漏れないという万世不易のものはちやつとむずかしいと思つたのです。

○辻原委員 委員長要求いたします。前言の通りです。このことは少くとも委員会に提出してもらわなければ私は三十三条に関する質疑は続行できません。文部省に提出すべきことを委員長から要求して下さい。要求いたします。

○佐藤委員長 教材の資料を全部一つも漏れぬということはないだらうけれども……。

○辻原委員 列挙して提出してもらいたい。

○佐藤委員長 並木芳雄君。

○並木委員 私人部当局の意図はわかつていのですけれども、今御意見を伺っていますと、この法文からくる印象というものはやはり少し疑問があるようなのです。大臣の御意向を満たすためには第一項に「教育課程、教材の取扱」と教材という言葉が使われている。第二項においては「学校における教科書以外の教材」と同じ教材という言葉が使われています。ですから学校における教科書以外の教材も第一項の教材の中にも含まれるものと解釈されます。そうすれば大臣及び局長がおっしゃられている目的を達するためならば第二項というものは不要だ。つまり教科書以外の教材というもののについても第一項で「必要な教育委員会規則を定めるものとする。」これで足りるという印象を今受けました。それにもかかわりませず第二項があるということは、教科書以外の教材は大切だから特に届けさせるかあるいは承認を求めようにするというむしろ強い印象を受けるのです。ですから大臣及び局長が、そうじゃない軽い意味なのだというふうに最初からおとりになっているニュアンスと、私が今ここで受けたニュアンスと違うので、あとから誤解を受けるといけませんからお尋ねをしたいわけなのです。これは法文そのものののです。大臣の御答弁を聞いていますと「必要な教育委員会規則を定めるものとする。」ということが、必要な教育委員会規則を定めることができるという程度に受け取れた節もございす。私はそれでなくこの「必要な」という文字はむしろ必要でないというようにとなるのです。「必要な」というのを除いてお読み下さってはいかがで

しょうか。管理運営の基本的事項について、教育委員会規則を定めるものとする。ということ、上の「必要な」というのはまづ言葉であってこれはむしろ取り除いた方がいいのじゃないか。不必要な規則を作る必要はない。大臣がお考えになつておられるように、必要な規則を定めることができるという意味の必要ならば私は認めますけれども、この法文はその点が出てこない、こういう意味で私ちよつと確かめておきたいのであります。

○緒方政府委員 ただいまお話のように、第一項の規定は、学校の運営管理の基本的事項について定めるのでございすが、その例示といたしましてここに教材の取扱も入つておりまして、この教材の中には第二項の教材を含むことは当然でございす。この規則を作る場合に、あらかじめ届出させました承認を受けさせる定めをするということは必要になつて参ります。先ほどから私も申しましたのは、その範囲について全部ここでやらさなければならぬじゃないかという御趣旨の御質問でございしましたから、そうじゃなく、それは教育委員会が教育委員会規則を作る場合に、その必要な範囲において、その判断において作るのだということを申しあげたわけでありまして、そういうように御了承願ひます。

○並木委員 そうすると、教材の範囲については教育委員会が定めることができるというつけたりが必要だと思ふのです。法文そのものをよくブレンに解釈して、別に攻撃でも何でもない、むしろここに攻撃はできませんけれども、そうじゃないでしようか清瀬さん、あなたは法律学者だし、私は自

由裁量権というものは教育委員会に与えられておらないと思うのです。実態は私よくわかつています。ですからそれが与えられるような法文に、やはり少し再考慮の必要があるのじゃないでしょうか。今言われるような内容は法文そのものから出てこないと思うのです。教材の範囲というもののについて、教育委員会が定めることができるというのはどこからも出てこない。前の必要などという文字からは出てきません。必要などというのには前に例示したこれこれについて規則を作りなさいというところで、必要などという文字はあつてもなくてもこれはできるし、不必要な規則を作るはずはない。これはなくもがなの言葉だと思ふのです。しかし教材の範囲について教育委員会は自由裁量の権限があるというならば、それを一言こへつけ加えておけばはつきりすると思ふ。

○緒方政府委員 繰り返して申し上げますが、この法律の趣旨といたしましては、第一項との関連において、そういう解釈が出てくると考えております。基本的な事項についてこういう規則を定めるのでありまして、それを定める場合に、こういう定めを設けることが必要になつて参ります。全然定めないとすることはないわけではございすけれども、しかしその範囲につきまして、これを届けさせるとか、これの承認を受けさせるといふことは、全然法文には触れてないのであります。それは教育委員会の判断、必要によつてそれを定める、そういう趣旨でございす。

○並木委員 それならば、第二項の最後を教育委員会に届けさせる、または

教育委員会の承認を受けさせるとする定めを設けることができる。こうやつたらどうですか。この範囲は問題にならうと思ふのです。

○小林(信)委員 この問題は、相当慎重を要する問題で、文部省としましては納得のいく材料を用意されることが必要だと思ふのです。私は今後この問題につきましても質問いたしますが、文部省は用意されるようですから、それにつけ加えて御用意願ひたいと思ふのですが、もちろんあればけっこうです。これを承認するという言葉を使つた以上は承認する方法、機関というものに対しては構想があたりだと思ふます。おそらくこれが実施されたらその方法なりあるいは承認する機関というものが必要になつてくると思ふのですが、そういう点については文部省ではお考えになつておりますか、なつておりませんか。

○緒方政府委員 これは御承知のように、教材は先ほどから御議論になりまして、多様多様でありまして、教育委員会が必要なものについて届けさせたり、あるいは承認を受けさせたりしていくわけではございす。その際の方法、期間というものはその定められた教材についてそれぞれ考えなければならぬと存じます。文部省といたしましては、一律に何か月なければならぬとかいうことは考えておりません。その事態、事態に応じて教育委員会が定むべきものだと考えております。

○小林(信)委員 それは非常に重大だと思ふのです。教科書以外の教材と申しますと、今範囲が広いということ、文部省自体もおっしゃつておられますが、副読本もこれを使用してよろしい

とかあるいはやつていけないとか、あるいは映画のフィルム、これがいとか悪いとかということを経済委員会がこれを承認するとなつたら教科書でさえもあれほど問題のある今日です。これを軽々にどういふふうな機関で、どういふふうな方法でやつても、それ自体でよろしいなんていうことになつたら、これは三人の教育委員会、この副読本はいいか、このフィルムはいいか、この映画はよろしいかといううなことでその範囲に入つたら、これはほとんどないことになる。ことに学校図書館の中の本、子供の読み物、おそろくこういふふうなものも規定されることになるのではないと思ひますが、それをよろしい、いけないというふうな判断を下すのに、教科書でさえあれほど問題にされた今日、それが三人の教育委員会によつて判定できるかどうか。そんな構想だつたらこんな問題を載せることが非常に間違つておるのじゃないかと思ふのですが、それでいいのですか。

○緒方政府委員 繰り返して申し上げますように、その必要の限度がどこにあるかということ、それぞれその土地、地域の実情によりまようし、場合によりまようしから、それによつてきめていくことに相なるだらうという趣旨であります。そこで今お話しのように教育委員の教はこれは原則として五人であります。場合によつては三人になります。これはそれぞれ事務局もあり、特に指導部等もありまうし、で、それぞれの判断によりまして、適切な承認なりその措置ができるものと考へます。ただ先ほど私が申し上げま

したのは、文部省がその期間をどれぐらいにきめるというようなことは、あらかじめ予定することはむずかしいということを申し上げたのでありまして、教育委員会が定めましたそれぞれの場合によつて、これはやはり適切に処置すべきものであると存じます。教育委員会は今申し上げましたように、人数は五人が原則でございますけれども、それは専門の職員がおるのでありますから、指導部があるのをごさいますから、それらによつて適切に措置されるものと期待いたしております。

○小林(信)委員 これは運営の将来の問題を考えたときに心配になることなので、与党の方は簡単に賛成されておるのですが、非常に問題だと思ふのです。今局長がおっしゃったようなことも実際問題から考えていきますと、指導部があるというようなことをあなたはおっしゃっておりますが、教育委員でさえも、公選によつた教育委員ならとにかく、任命によつて出てくる教育委員がやるという場合には、非常に問題があるわけです。事は先生が子供に対して使用するところの教材である。教育委員は少いけれども指導部がある、事務職員がいるという。すると先生よりもかえつて事務職員の方が教材選択に対して権限を持つというようなことになっていいとあなたはお考えになるのですか。最近教材書問題ではいろいろ不正事件が出ています。教科書は一応公然と出ているものですが、値段というものも相当厳格になつておる。ところが副読本なんかは非常にでたらめなんです。営利会社は事務職員が選ぶなんていうことになつたら、いよいよもつて教科書以上の問

題が出てくるのではないかと、そういう實際問題を考えたときに、こういう承認制度というようなものをする以上は文部省においてもその場合にはその助言なり指導なりはしないにしても、どういふふうな構想をもつて、方法あるいは機関を設置するかのことくらいを考えたければ無責任ではないかと私は思ふのです。あなたの言うその事務職員に、フィルムあるいは図書館のこれから設置する本とか新聞、あるいは副読本というようなものの選定をやらせれば、これはいよいよ先生に対する權威、信頼というものはなく、先生というものは事務職員ですらも自由に動かすことができるということ、制度が裏書きするのですが、それでよいのですか。

○緒方政府委員 私の申し上げましたのは、今のところねが教育委員は三人ではないか。三人でどういふことが適切にできるかというお話でございますから、それには補助する職員がおつて、全部一律というわけには参らないかも知れぬが、指導主事等もございまして、それらの部局で研究をしてその事態には処していくことができるだろうということをお申し上げたわけでございます。これはもちろん教育委員会の権限でございますから、その職員が勝手に選ぶ、それをきめていくということには相ならぬと思ひます。これは教育委員会の権限としてそれがきめられていくというふうになると思ひます。それから機関とおっしゃいましたが、私は時期の期間と聞いたのであります。これは教育委員会がその機関でございます。教育委員会が自分の運営管理する学校の使用する教材について

は、権限と責任がございしますから、教育委員会がこれをきめていくことは当然なことだと思ひます。

○佐藤委員長 小林君、なるべく最後にお願ひします。

○小林(信)委員 私はこの問題はもつと深く聞きたいのですが、あまり急ぐならば次にいたします。

○佐藤委員長 それではまたそれはあとでやりますから……。山崎始男君、本論に戻して……。

○山崎(始)委員 関連を返していただいたのでありますが、この問題は非常に大きな問題でございます。与党の並木委員からすら、あのような反対の、この法案自体の構成に対して非常に疑義のある御発言もあつたほど、この法律案というものは政府としては非常に大きな失態だ、しかもこの内容たるや、一日や二日審議いたしましたも審議し切れないくらいな広範囲なまた深いものを持つておると私は思ふのであります。従つて私は関連を返していただきましたが、もうだいたい時間たちましたので、辻原委員の方からも資料の要求もあつたこととございしますから、これはゆつくりと次回の委員会に譲りたいと思ひます。

○佐藤委員長 第三十三条は重要な条項でありますから、先ほど辻原委員から請求のありました教科書以外の教材につきましても、その内容について具体的な資料を次の委員会にぜひ提出されたいと思ひます。委員長から特にお願ひします。

午前の会議はこの程度とし、午後二時より再開いたします。

この際休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後四時三十分分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。杉浦武雄君。

○杉浦委員 第五十八条の関係でお伺いしたいのですが、現行法においては義務教育の関係の教職員の給与の責任は府県にある、ところが先生方の任免等の関係は市町村が持つておる。そのことのために、先生方の配置であるとか、あるいは交流というふうな事柄に非常に支障を来たしている。その支障を来たしたいろいろな形がありますけれども、最も著しいものは、優良なる先生方が都市へ都市へと集まろうという傾向を生じたのであります。都市は文化の中心でありますから、当然ながらそこへ集まらざるものは当りまえであります。しかも都市は物価が高いからというので地域給をもらつておる。都市へ住んでも経済的には一向困らぬ、こういうことでありますので、いよいよもつて先生方が都市へ集まりたがる傾向を持つておるのであります。あらゆる知恵をしぼり、あらゆる方法をもつて都市へ先生方が集まる。先生の経験にだいふなれて、もうほんとうに働き盛りというふうな先生がおもに都市の方へ集まつていく、こういう状況になつておるのであります。ところがどうしても都市へ行かれないということになりますと、結局いなかの学校をやめてしまふ、そうして新たに都市に採用を求めて行く、都市の方では何とかしてこれを許すといつたようなことになつて、結局都市に先生方が集まり、いなかの方では非常に困るといふような状況を来たしておるのです。

これが市町村に任免権を与えておつた一番困つた点であつたらうと思ふのです。名古屋なんかの実例でいいますと、小学校の場合で、名古屋の小学校の先生の平均給与とその周辺の小学校の先生の平均給与と比べますと、月にちよつと二千元くらいの開きがある。名古屋の方が高いのです。でありますので、いよいよそこへ集まつてしまふというふうな状況にあつたのです。従つてそれらのことがむろん考慮せられたのであらうと思ひますが、それらのことを考慮して今回は任免権を県の方へ移すということにしてしまつたといふことはまことに適切なやり方であつたと思ふのです。ところがこの五十八条の規定でもつて、特別市、すなわち五大都市といつてもいいんでしようが、五大都市に限つては従来通り任免権を五大都市に残しておく、こういう関係になつてしまつておるのです。しかも校長先生の任命でもあるいは教育長の選任でも全部五大都市にはそのままに残つておる、こういうような格好になつてしまつたのであります。非常にまずい現状を直そうとして、りっぱな原則的なものを打ち立てたのに、五大都市に限つて特別な扱いをしなればならなかつた理由、この点をまずお伺ひしたいと思ふのです。

○緒方政府委員 ただいま御指摘のよう、人事の適正な配置あるいは円滑な交流等を従来阻害しておりました点を是正するという意味におきまして、県費負担教職員の任免権を都道府県の教育委員会が一般的にはこれを行うことになつたのでございしますが、ただいまお話のございました五大市につきましては、これはその五大市の規模、

能力という点から申しまして、これは例外的な措置といたしまして、その任免権を五大市の教育委員会に法定委任することにいたしましたのでございます。その理由は、今も申し上げましたように、五大市というものは、その規模から申しまして、学校数あるいは教職員数等から申しまして、相当な規模を持っておりまして、それからまたその実力、能力から申しまして、教育委員会の行政能力等から申しまして、相当充実したものがございまして、五大市につきましては特別に法定委任をいたしまして、その人事権を五大市の教育委員会が持つ、特例としてこういうものを設けた次第でございます。

○杉浦委員 五大都市は規模と能力が大きいため困りはないだろう、この説明はわかるのです。むしろ五大都市が規模と能力が大きいために五大都市を包む周辺のいなかな方が困るので、五大都市に先生を吸収せられてしまつて、いなかの方が非常に困つてしまふ、その点は今度の特例を設けるに當つて考慮なさらないものでか、どうですか。

○緒方政府委員 御説のように、五大市とそれからその以外の近接の町村等との交流につきましては、これはこういう特例を設けますと若干不便が起つてくるということはあると存じますが、けれども、しかしながらだいたいま申しましたように、何と申しまして、五大市というものの規模、能力から考えまして、これをほかの市町村と同じように扱うことは不適當ではないかという考え方からいたしまして、特別な例外措置といたしまして考えた次第でございます。

います。ただ県費負担教職員の給与の条令等は、その所屬する、統括する都道府県の条令で定めることになりまして、それらの点につきましては従来よりも相当均衡化してやることでございするんじゃないか、こういうふうな考えます。しかしその人事権を行使いたしますのは特例として五大市の教育委員会にこれを行わせる、かような趣旨でございます。

○杉浦委員 どうもお話が十分でないと思うのです。五大都市に特例を設けた結果周辺は従来よりも困る状態に置かれるであろうということが想像される。これを心配しているのです。その結果は、県と県の中にある五大市とが以前よりもひどい争いをしなければならぬというふうな面が起きてきやしないか、こういうことをおそれるのです。こういうふうな原則的なものををこしらえたのに、今あなたのとおっしゃる通りに、五大都市に限つて特例を設けたというのだが、その特例を設けるに當つて文部省の中では何らの反対論もなかったんですか。私は想像するに、おそらく有力な反対論がここにあったんだらうと思う。今あなたのお話によりまして、給与とか任免だとかいうようなことについては特別に県の方に留保せられていく権限があるのだ、それで押えていく道もあるのだというふうなお話でありましたが、それはなるほど四十二条以下にずっとその規定がありますけれども、おそらく四十二条以下のそれらの規定というものは、これは上と下の大きなワタをきめるとか、幅をきめるとかいうことであつて、そのワタの中において自由に活動する余地がある、そのワタの中

で大都市が自由に活動する、そのことのために周辺の連中が非常に困る問題が起きてくる、こういうことが私には想像されるのですが、そういう点はどうですか。

○緒方政府委員 これについてはいろいろ御意見はあるかと存じますけれども、いずれの方法をとるかということになりますと、これはたびたび繰り返して申して恐縮でありますけれども、やはり五大市の規模、能力から申しましてこれに特例を設けた方がよろうという判断に立つたわけでありまして、従来は、これは申し上げるまでもございせんが、人事権は全く市町村にあつて、それを一般的には都道府県に上げた、五大市についてはそれを法定委任をして五大市にまかせるといふことでございまして、従来よりも悪くなる、特にこの措置のために五大市とその周辺の市町村との間に従来よりも非常な不都合が起るといふことは私も考えていません。それから今も御指摘がありました、四十一条以下、県に任免権が原則として移りました結果、いろいろな条例等につきまして一般的指示をするというふうな権限が県にございまして、従来よりもこれは改善になると私どもは考えている次第であります。

○杉浦委員 四十二条以下の規定があつても、それは大きなワタをきめておるだけなんですから、そのワタの中では五大都市は自由に動けるわけです。五大都市がそのワタの中で自由に動けるために、結局その周辺の人々には非常な迷惑を受けるじゃないか。これは先へいつてみなければならぬことですが、私にはそういうふうに想像する

るのでありますけれども、その点はそれでおきましよう。

次に、この法案を出しになるに當つてずいぶん長いこと研究なすつたというわけなんです、ずいぶん長いこと研究なすつて、いよいよおしまひにこの法案ができるころに、五大市とその都市を含む府県との間に、十八項目何かの権限委譲の問題が起つてきてまして、そして五大都市の人々は十八項目の従来県が持つておつた権限を五大都市の方によこせというわけなんです。ところが一方県の方では、必ずしもその十八項目の権限を委譲するということに賛成だというわけじゃなかったかもしれぬけれども、その特別市というふうな形のものが将来再燃してこないならば、その十八項目の権限を委譲するといふことはがまんしてもいいというふうな気持ちであつたようです。その結果、その問題は結局地方自治法が改正せられて、将来特別市の問題が解決せられる、こういうことで落ちついておるのでありますけれども、そういうふうな一般的に地方自治法で特別市扱いといふものをなくさせてしまつておる傾向に向いておるときに、この教育の問題に限つてまた五大都市の形を残そう、こういう考え方は、一体どんなものでしょうか。そこをお伺いしたい。

○緒方政府委員 ただいま御指摘のことは、地方自治法の改正との関連のことであると思ひますけれども、この法律案といたしましては、地方自治法改正に關係なく、教職員の人事の制度といたしまして、ここにありますように、五大市については特例を設ける、かようにきめたわけでありまして、自治法一

般の五大市の問題がどういふふうになるか、将来のこと、今度改正が出ておりますけれども、それとは關係なしに、こちらは教職員の人事権の問題といたしましては、さういふ法律で決定をいたしましたわけでございます。今御指摘の十八項目というお話でございますけれども、それは關係なしに、私どもとしてはかように規定をいたすことに相なつたわけでありまして、

○杉浦委員 それは自治法の關係とこの法律とは關係ないことはわかつておりますが、いやしくも一つの國の法律であつて、しかも相当長い間続いてきた特別市の問題を改めて、将来も起らないようにしてしまふという、とどめを刺しているような規定を自治法の方では作つたわけなんです。そういう場合ならば、たとへば管轄庁が違つても、それと歩調を合せてやるといふくらいのこととは、國としてはあつても当り前じゃないですか。そんなことはかまわぬというお考えなんですか。

○緒方政府委員 はなはだ繰り返して恐縮でございますけれども、この法律といたしましては、県費負担教職員の人事権の問題といたしましては、五大都市につきましてはさういふ特例を設けるのが最も適當である、かように考えた次第でございます。

○佐藤委員長 ちよつとお伺ひしたいのですが、私も愛知県の名古屋の周辺の都市から出ています、今杉浦さんから御意見がございましたが、どういふ思想で五大市だけは特別に認められたのか。その思想のあり方を一つここで、今杉浦さんから言われましたから、関連して聞きたい。私の郷里に

も非常に強力な反対があるので、この点について一つ大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○**清瀬国務大臣**　五大市が一般の村、町と違つて大きな実力を持つておられる。これは五大市内には学校もたくさんあることであるから、それでこれには特例を設けたがよからうということでございます。今杉浦さんのお問いのうちに、文部省内では反対の意見がななうちにかつたかということでございましたが、省内はありませんけれども、杉浦さん及び私の属しております党内においては、これについていろいろ御議論があつたのであります。実に数日間夜更屋勤しまして、結局これに落ちついたことでございます。御了承願ひたいと思います。

○佐藤委員長　あなたの方の党では納まるかもしれませんが、私らの方では納得できませんけれども、私らの方では、これはいろいろ理屈をいえばきりがありかもしれませんけれども、どうも五大市だけということになると、特に私たちが名古屋との関係が深いのですが、郡部の先生方が地域給の問題その他交通の問題等について非常に不利な状態で、むしろ僻地にいる方は——杉浦さんで、むしろ選挙区も僻地ですが、僻地も困ると同時に、この周辺の、川一本で名古屋と京都という地方も、非常に不利な状態になっているわけですね。こういう点だけの特例を設けられたことについては、教育の機会均等というものがない、非常に不利になると思うのですが、こういう点大臣はどんなふうにお考えになつておられるか。

○清瀬国務大臣　私の故郷の兵庫県においてと同様です。それで地方の県会議員諸君の御意見も、市部の人と郡部

の人とは反しております。また代議士も、郡を選挙区とする者と市を選挙区とする者とは、からだの置き場所によつてものの姿の見え方が違うのであります。しかしながらだんだん調べてみると、やはり大きな都市には、非常に学校もたくさんございますし、また実力も大でございますし、このころでは町村合併の結果、区域も非常に大きくなっておりますし、結局この通りの裁定がよからうということで落ちついたのでございます。反対の御議論もあることはよく承知いたしております。

○佐藤委員長　力の大きい方へますます国家が協力するという結果になり、弱いものは踏みこじられるという結果になるので、この問題はまたあとで私質問します。

○杉浦委員 二十七条の關係でお伺いしたいのですが、二十七条は、さきに伺いました「五十八条第一項の規定により市町村委員会又は市町村委員会会の教育長に委任した事務の管理及び執行に關し、当該市町村委員会又は当該市町村委員会会の教育長を指揮監督することができる。」と書いてある。

〔委員長退席、山崎（始）委員長代
理着席〕

結局私の属する愛知県の場合で申しま
すれば、一応名古屋市の委員会あるい
は教育長に対して県が指揮監督をする
ことができる、こういうことなんです。
ところでこの指揮監督ということは、
一体どういうことを言っているのです
か、それをお伺いします。

○緒方政府委員　五十八条で教職員の
人事の関係権限を五大市に委任をいた
したのでございますが、その委任をいた
したた事務につきまして、都道府県の

方が指揮監督をする、こういうことでございますから、その人事権を行使しますについて指揮監督をする、かようなことに相なります。ただこの指揮監督をするという内容でございますけれども、どこまでこれを及ぼすかという点につきましては、それはそのときととも、その事情がございまいしょうけれども、その委任を受けた人事権がきめられた条例等に従って適正に行使されているかどうかということについて、指揮監督するということであろうと思ひます。

○杉浦委員 四十一条を見ますと、「教職員の定数は、都道府県の条例で定める。」四十二条には、教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、都道府県の条例で定める、四十三条の三項には教職員の任免、分限、懲戒は都道府県の条例で定めるといったようなふうに、都道府県の条例で定める、条例で定めるといふことがここにある。多分これは、先ほど私が申しました一般的な広いワクは都道府県がきめる、こういうことであらうと思うのです。そこでこのワクの中ではかなり自由に市の委員会は動ける、従ってさっきの指揮監督ということになりますと、ワクの中で動くその動き方の指揮監督、こういうことになるかと思うのですが、そうですか。

○緒方政府委員　これはただいまお話がございましたように、四十一条以下、県費負担教職員の定数・給与、勤務時間その他の勤務条件、あるいはその他の事項につきまして都道府県の条例でできますので、人事権の行使がかような条例に従って行われなければならない。またその上には法令の規定もございま

す。地方公務員法の規定もございます。教育公務員特例法等の規定もございますので、こういうふうな法令の規定、あるいはかようなことにありますような条例の規定に従って、人事権が行使されなければならぬのは当然のことでございます。ただ都道府県といたしましてこれを委任をするわけでございまして、その委任をいたしました事務がかような条例に従って適正に行われておるかどうかということにつきまして、指揮監督をする権限を持つべきだと考えるわけでございます。今お話し

しの点は条例の範囲においては自由に市町村、その委任を受けた方が行使できるのじやないか、こういうお話でございしますが、それはそうだと存じます。指揮監督と申しますのは、個々の人事について具体的に、あの人物はこういうかといったような指揮監督をすることは、これはおそらく法律の趣旨から申しまして一たん委任をした権限につきまして立ち入り過ぎることでございしますのでその指揮監督というのは、そこまでやることは不適當であらうと存じます。これはやはり一般的にそういう法令の規定あるいは条例の規定その他に従つて、適正に執行されておるかどうかということについて指揮し、監督する、こういうことであらうと存じます。

○杉浦委員　そういうことになると、たとえは俵給の点を突いてみしても、俵給は幾らから幾らまでという広い幅があるのです。今までいなかで割合安い給料をもらっておった人が、市の方で幅の天井のところをもって与えろということになれば相当高く採用しろということになる、こういうことになるで

しょう。その弊害がついに優良な先生たちをみな都市の方にさらっていつてしまふということを生むことになる。だからある程度広さを持った範圍、その中でだけで自由によつていいのだというようなことでは、指揮監督権がありましても何にもならぬと思うですね。もっと具体的に先生の任命をした、それはいけない、こういうふうにいけるような指揮監督ならば話はわかるのですけれども、市の方が給料をきめたりあるいは先生の任命をした場合に、さつき言つた四十二条以下のワクにはずれていない限りは、——一般の規定にはずれていない限りはどうすることもできぬでしょう。

○緒方政府委員 これは給与条例等のきめ方にございますけれども、今お話しのように非常に幅の広い運用というもののは、条例では普通きめておりません。たとえば初任給の基準とかあるいはその経歴に従つての給与の決定等、これは条例で大体基準がきまつておますので、今お示しのような事例はちよつとどうかと思うわけであります。ただ先ほどから申しますように、この指揮監督というのはあの人間は高いじゃないかというように示し方は、これはいかがであらうか。かりにそういうような示し方をするにいたしましても、これは一般的な条例に違反しておるではないか、そういう意味からも一般的な指揮監督ということに相なるかと存じます。

○杉浦委員 大体私は五十八条と今申しました条文、この二つをお伺いしようと思つたことで尽きるのですけれども、大臣も緒方さんも、人事の交流、配置等は大都市になれば能力があつて

自由にやれるのだから困らないのだ、
こういうお話で大都市本位の説明だ。
それはその通りだと思ふ。大都市の方
は困りはしません。しかし大都市が困
らぬなら困らぬだけ、あるいは都合に
よって横暴すればするだけその周辺の
ものはえらい目にあらうという事は、
これは前もって申し上げておきます。
きつとそういう問題が起きてきて、大
都市が大きければ大きいほど困るとい
う問題が必ず起つてくる。そういうこ
とを私は今から判を押して言つておい
てもいいと思つておるのです。そこで
五十八条の規定を設ける場合に、
文部省がさきに一度考えた案に
は、学校の校長はのけておつたとい
う事実があるように思ふのですが、そ
れはどうですか。

○緒方政府委員 私ども法案を立案し
たしすにつきましては、いろいろ案
を考へまして、それを各方面から検討
いたしまして成案を得るわけござい
ます。その過程におきましてはいろい
ろな案も考へてみたわけございます
けれども、文部省としてきめました案
はこの案でございます。校長を含みま
してすべての教職員につきまして人事
権は五大市に委任をする、こういう案
を文部省としてはきめた次第でありま
す。

○杉浦委員 今のお話では校長をのけ
て考へた案もあつたらしいのですが、
そのときに校長をのける気持が起きた
のは、一体どういふ理由であつたの
ですか。

○緒方政府委員 これはただいま申し
上げましたように制度でございますか
ら、それはいろいろ彼此検討してその
長所短所を比較して案をきめるわけ

でございます。でございますので、校長
をのけてそのほかの教員だけを委任す
るという方法も一つの案であらうと考
へたわけでありまして、しかしいろいろ
検討いたしました結果、これをのけず
に全部校長も含めまして委任をする、
そういう結論を得たわけでありまして。
途中の考へといひましては、校長だ
けは除くという考へ方も一つの案とし
ては成立するかと存じますけれども、
しかし全体的、総合的に考へました結
論はこれを含めて委任をする、かよう
なことでございます。

○杉浦委員 くだいようでございます
が、その校長をのけて考へたのはそ
れだけの理由がある。ほかの教員の方
は委任してしまふのだ、任命は委任す
るのだ、けれども校長だけはといつて
取りのけたんだから、取りのけたのに
は取りのけただけの理由があると思
う。それはどういふ理由なのでござい
ます。

○緒方政府委員 これは何度でも同じこ
とを繰り返すわけでございますけれど
も、結論としてはそれとらなかつた
わけでございます。そういう案もあり
得るといふことで御了承いただきたい
と存じます。それは校長だけは県が人
事権を行使する、こういう考へ方も考
へ方によつてはあり得ると思ふので
す。それはやはり全部を委任しない
で、一部は県で持つてもいいではない
か、さようなことでありまして、ど
ちがいいかという問題であります。

○杉浦委員 終ります。

○佐藤委員長 高村坂彦君。

○高村委員 第四條の問題について若
干お尋ねしたいと思ふのですが、第四
條では委員を任命するに當りまして、
「当該地方公共団体の長の被選挙権を

有する者」ということははつきりして
おりますが、その下に「人格が高潔
で、教育、學術及び文化(以下単に「教
育」といふ)に關し識見を有するもの
のうちから」云々と書いてあります
が、教育の委員という職責から申しま
して、特にこうした要件というものを
入れられた理由はわかるのですが、合
議制ですからそういう人もいなければ
なりませんが、中には非常に常識の豊
かな方あるいは財政に通曉している
という方があるが必ずしもそういう要件
を備へないけれども一応入つておく方
がいいという考へ方をしなくちゃなら
ぬ場合もあるのじゃないかと思ふので
す。これは公選でないから農業から出
てくる、商人から出てくる、いろんな
人が出てくるようになっておるよう
ですが、この点はどういふふうにお考へ
でございましょうか。一つお聞きして
みたいと思ひます。

○緒方政府委員 今のお尋ねの、人格
が高潔といふことはこれは言うまでも
ないことと存じます。教育、學術、
文化に關し識見を有するものといふ
ことでございまして、少くとも教育委
員会の委員でございまして教育、學
術、文化、すなわち広い意味の教育で
ございましてけれども、教育に關しまし
て識見を有するものでなければならぬ
という條件は最低の條件として必要で
あらうと考へるわけでございます。

(山崎(始)委員長代理退席、辻原
委員長代理着席)

そのほか今お話がございましたやうな
いろいろ識見の豊かな方々が入つて
こられる、任命されることはこれは非
常に望ましいことでございまして、し
かしながらいふに法律の規定としまし

ては、まあ教育委員会の委員でござ
いますから、教育に關して識見の豊かな
人であるといふことを最低の條件とし
ては取り入れた、かような氣持でこ
ういふふうにしたわけでございます。
す。

○高村委員 お氣持はわかるのです
が、私はこういふことが入りますと、
どうも委員に任命される場合に教員の
前職者といつたやうな人を主として選
ぶやうな結果になりはしないかといふ
ことを思ふのです。もちろん教員の
職者けつこうでございまして、教育委
員会といふものの仕事は主として教育
行政を担当するものだと思うのです。
教育そのものではないと思ふのです。

従つて私は教員の前職者けつこうであ
るけれども、そういう人だけを選ぶとい
ふやうなことになつてくると、教育行
政としては欠くところがあるいはしな
いか、こういうことを心配したもので
すから申し上げたのです。ところが最
近の傾向としてどうも教育といふもの
は教育に關係した者がやるのだ、そ
ういふ人の意見が非常に重んじられな
ければならぬといつたやうなことが言
われているのですが、私は必ずしも教育
に關係した者であらうとあるまいと、
それに対して非常に關心を持つてい
る者もあり得るわけですから、そうい
う点偏しないやうに將來の教育委員の人
選についてぜひ考慮してもらわないと
困る、こういう意味からこの点をお聞
きしたわけなんです。今お話のごと
く教育、學術、文化に識見を持つとい
ふことはそういう形式で考へるの
じやないのだ、前任者とか前職者とか
いうことでなしにこれはあくまでも実

質的に考へていくのだ、こういう意味
でございませう。

○緒方政府委員 お話の通り、教育、
學術、文化に關し識見を有するものと
いう規定をいたしましたのはさやうな
意味でございまして、高い識見を持つ
た人を迎へたい、こういう趣旨でござ
います。必ずしも経験者とか教育に關
する職務に經驗を持つた者、かうい
ふふうには書いてないわけございま
して、たとえば財政の専門家でありま
しても、教育に非常に高い識見を持つ
た人もあるかもしれません。さやうな
人が入つてこられることはもちろん望
ましいと考へる次第でございまして。

○高村委員 これは条文はたくさんに
わたつておるようですから、条文を
特にあげてはお尋ねいたしません。が、
教育に關する都道府県なり市町村の条
例の制定でございまして、これは長が
やることになつておるわけございま
す。

○緒方政府委員 ただいまのお尋ね
は、法令に出る条例の制定といふ
ことだろふと思ひますが、これは一般
の公共団体の条例の制定でございま
して、これは長が原案を議會に提出し
まして議會の議決を経てその団体の
条例としてきめるわけでございます。

○高村委員 その場合に予算の方です
とこれははつきりいたしておるので、
教育關係の予算の編成に當りましては
下準備等は教育委員会で行ふことにな
るわけですね。そういつた条例は、も
のにもよるかもしれませんが、大体そ
ういつた条例の起案と申しますか、そ
ういつたものは教育委員会である、あ
るいはそうでないといふれば教育委員会

の意見を徴するとか、そういう点はどういうふうになるわけですか。

○緒方政府委員 これは二十九条の規定がございまして、予算の場合も同様でございまして、団体の長が議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。こういうことになっておりますので、条例の原案につきましても十分教育委員会の意見を聞いて、長が作りましてこれを議会に出す、かような順序になります。

○高村委員 二十九条は「特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案」を作る場合について、こういうことですね。これは私の勉強不足でございまして何でございまして、わかりました。

それから先ほどの辻原氏の方からいろいろ御質問になりました条文に關係することですが、三十三条の第二項の問題で、これは並木委員からお尋ねがあつたわけですが、第二項の「届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせる」とする定めを設けるものと「さす」ということがございまして、これはやはり定めを設けることができるかと、非常な支障が起きるものでございましょうか。その点を文部省の意見を承りたいと思ひます。

○緒方政府委員 第二項の規定の趣旨は、第一項の教育委員会規則を定める場合に届け出させ、または承認を受けさせることとする定めは作らなければならぬということに相なります。全然作らぬということはありません。御議論もございまして、これはいろいろと御議論もございまして、どういふ教材を

選んでどういふふうに使つていくかという点につきましましてはやはり学校を運営管理する教育委員会の責任でございまして、教育委員会が必要と認めるものにつきましましてはそういう定めをすることが必要であると考えております。こういう定めを設ける、その他設けなければならぬ、こういう規定を作つたわけではございません。これは何から考えられたわけではないのでありまして、これはいろいろと教育委員会が教材の積極的な指導あるいはいろいろな方針を立てていく上におきましても必要であるかと存するわけではございません。

○高村委員 その点は届け出させ、または教育委員会の承認を受けさせることについて設けさせ、こういうことなんです。しかもけさほど来の御答弁を伺つておりますと、その必要と考える範囲で定めればいいのだ、こういうことになりまして、理屈からいへば必要をあまり考えない委員会ができるわけですね。そういう場合に、たとえば文部省の方ではいろいろお考えがあるかもしれないが、委員会としては夏休み帳なら夏休み帳だけを届けさせて、こういうことをかりに規定してもこの法律の違反とはいえないことになつてのじゃないでしょうか、その点はどうですか。

○緒方政府委員 この規定はそういう「定めを設けるものとする」ということでございまして、たとえばかりに今のような判断を教育委員会がいたしまして、夏休み帳だけに承認を受けるなら受けるという規定を作りましても、この規定の要求を充足している

と思ひます。それで差しつかえないことだと思ひます。

○高村委員 そこまで詰まつて参りますと、結局これを義務づけなくても義務づけなくても同じことになりはしないか。一つくらいものをやつても委員会はいいのだということになりまして、これだけの規定を義務づけなくとも、できるとしておいても、教育委員会としては相当やるのじゃないかというふうにも考えられるのですが、この点はどうでございましょうか。

○緒方政府委員 その点は、私どももいたしましては、この定めを設けることができるではやはり足りないかと考えております。少くともそういう規定を設けなければならぬ。ただいまおあげになりました事例は、そういう判断をする教育委員会があるかもしれないが、やはりこのくらいのもものは届けさせる、このくらいのもものは承認させる、大事なもののについてはさような規定を教育委員会の判断におきまして作るものであらうと期待をいたしてあります。しかし理屈をいたしましては今のようないふ論が成り立ちます。

○加藤(精)委員 お尋ねする点を申し上げまして、御回答はこの次にさせていただきます。

第一番目は本法の二十三条と十七条と四条とに關連することでありまして、それから整理法律の第一条についてであります。その要旨は簡単なことなんです。私の考えでは、教育委員会法というものは、父兄の声、しるうとの健全なる常識というものを学校教育の上に反映させるということが一つ。それから教育及び教育行政について学識経験を有する専門家がそれに助

言をする。そして執行は大部分その人が當るといふような考えが一つ。そしてそのレーマン・コントロールとテクニカル・エキスパートとの間に一つの調和ができる。そしてそれによつて非常にいい教育執行機関を作つていくということに考えておつたのでありますけれども、昨日の公聴会等でもいろいろ各学者の発言等において、その点についての考えがなかなかつきりなくなつたのであります。それでまじめにそれを疑問にしているわけではございませんので、教育委員会という一つの合議体を取り扱う事項の専門的知識の必要の有無ということが考えられるわけですが、その点は教育長の専門的な知識技能の必要性、並びに教育委員そのものの教育及び教育行政に關する専門的な知識の必要性、この三者の關係についての政府の御意見を一つ示していただきたい。

それからそれに関連するものといひまして、整理法律の第一条に町村の助役が教育長を兼任するといふことがありますけれども、その問題をもそれに関連して説明していただきたいのでございまして。

それから第二段目には、本法の五十二條の問題でございまして。この五十二條は文部大臣の教育そのものに対しての責任の明確化と申しますか、文部大臣の権限に關する問題でございまして、この問題に対して質問を申し上げる私の意圖の裏面には、現在の教育法令全般に対する一つの疑問があるのです。と申しますのは、六・三制教育という概念で、学校教育法というものの一つでもって現在わが国における各教育施設の教育活動を規制しておるわけ

でありますけれども、それには若干無理があるのじゃないかというのが根本の疑問なんです。地方団体の府県、市町村、五大市、それそれみな一緒くたにして地方自治法というもので規定しておるのと同じように、実情に合わないのじゃないかという疑いがある。私の見解によれば、義務教育こそ国家問題中の最も重要問題じゃないか、たとえば最高の学術、科学等の問題は、これはある場合は環境を離れて探求されるべきものであつて、超国家的な一つの世界である場合があると思う。ところが義務教育ということになりますと、そうしたものではありませんに、国家は國民を最後まで生存させていかなければならぬし、また國民としての最小限度の精神的な雰囲気を作るといふことが、その本人の生活のためにもまた國家の存立のためにも必要なことじゃないか、そういうようなことを考えますと、それに対しては國家の政治を代表する文部大臣は相當な責任を持つておるのじゃないかと考えるのでございまして。教科課程の定めのある学校につきましては、特に私立学校であってもこれは例外ではないように思ひます。ありまして、そういう意味でたとへば大學の学長や教授が教育の自由を守れといふ一つの命題と、義務教育についての國家の政治との関連性というものは全く違つたものじゃないかというふうな感じがいたします。そういうことから見まして、この教育委員会法は公立の大學等をも規律する法律でございまして、教育一法律案につきましては特に義務教育に限つた経緯もございまして、そういう文部大臣の責任の徹底という新しい御政策について、一つの学

育施設の教育活動を規制しておるわけ

校の教育別のニュアンスの差があるかどうかということについてお尋ねしてみたいと思います。

それから同時に、教育委員会法そのものが、私立学校について、ことに義務教育に関する限り何らタッチしていないわけですが、その点につきましても、私立学校は教科課程を定め、ない学校から出発したもので、その情性で今日も市町村の首長の一種の監督のもとにある。これは適切なものでないので、今回の改正が済んだら新しい教育行政上の問題として出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういう問題もあわせて御説明いたしたい。

時間が超過いたしました。よく御調査、御研究になって、この次の委員会で一つ政府の御見解を承わらせていただきます。

○辻原委員長代理　ただいまの加藤精三君の質疑に対する答弁は次会に行うことといたしまして、本日はこの程度とし、次会は明十一日午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和三十一年四月十三日印刷

昭和三十一年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局